

# 平成30年度事業計画

## 1 公益目的事業（実施事業等会計）

### （1）ASEAN VTS地域訓練センター第2期プロジェクト

（日アセアンプロジェクト フェーズ2）

平成28年度から2ケ年で、日アセアン交通連携プログラムの下、マレーシアにVTS (Vessel Traffic Service)のためのアセアン地域訓練センター（ARTV）を設立し、国際資格を持つVTS管制官の育成研修を実施した。（第1期プロジェクト）

平成30年度以降においても、支援継続要請がなされ、VTS管制官育成研修の継続及び見直し、VTS管理者研修の新設並びにこれらに伴うARTVのシステム改修等を行うプロジェクト（第2期プロジェクト）が日アセアン交通次官会合において認められた。

この資金は、日アセアン統合基金（JAIF）を利用することとし、当協会は、主要な実施主体として同プロジェクトを実施しており、平成30年度は、既設シミュレータの改修及びアセアン各国への機器整備を行う。

また、VTS管制官研修（標準コース、短期コース）及び管理者育成研修を行う。

### （2）開発途上国の航路標識職員のための啓蒙・育成事業

開発途上国を対象として、航路標識業務の持続的発展を支え、船舶交通の安全確保及び効率性の向上並びに海洋環境の保全に資することを目的として、国際航路標識協会（IALA）におけるWWA (World Wide Academy)構想の実施主体であるIALA WWA理事会に参画し、国際的な航路標識職員の教育訓練体制の構築の調査研究を行う。

また、同開発途上国においては、航路標識を適切に管理運用するための基礎的知識と技術力等が航路標識要員の資格要件として求められていることから、IALA E-141に準拠した教科書及び保守点検マニュアル等の作成に着手する。

### （3）航路標識に関するリスクマネージメントに係る調査研究

船舶航行における海難事故発生（衝突等）のリスクを最小限に抑えるた

めに航路標識配置の定量的分析手法について、IALA勧告O-134「港湾及び航行上制約のある水路におけるリスク管理ツールによる衝突及び座礁の危険度の評価に関する調査研究」で使用する「IWRAP」(IALA-Waterways Risk Assessment Program)プログラムを動作させ、その課題等の取りまとめをIALA WWAと連携して行う。

また、日本において、IALA WWAと連携してIWRAPに関するオープンフォーラム等を開催し、日本における活用事例の紹介や基本的知識から実践的な技術までの研修を実施することによって、各国からの参加者に対する活用方策と知識の伝授を行う。

開催時期は、平成30年10月上旬、開催場所は、東京電機大学（東京都足立区北千住）を予定している。

#### (4) 航路標識関連ODA創出事業

国土交通省港湾局、海事局、海上保安庁が連携し進める三局連携ODA (Official Development Assistance) 創出プロジェクトに参加し、開発途上国に対する日本の航路標識技術の啓蒙普及事業を行う。

さらに、海外運輸協力協会の案件形成事業補助により、カンボジア、コスタリカに対する航路標識プロジェクトの実現可能性調査を行う。

#### (5) IALA総会への参画

本年5月27日～6月2日の間、IALA加盟国・会員が一堂に会する4年に1度のIALA総会が韓国仁川（インチョン）で開催されることに伴い、準会員である当協会は、海上保安庁（会員）、工業会員と共に参画し、日本国が実施した事業成果の発表及び関係各国からの情報の収集並びに日本国ブースにおいては、明治期灯台の写真パネル展示及び灯台用大型レンズ製作工程の映像等の放映を行う。

#### (6) 灯台150周年記念式典及び関連事業への参画

本年が灯台（明治）150周年に当たることから、海上保安庁交通部は、記念事業推進部会を設置し、記念式典、祝賀会（皇太子殿下ご夫妻ご臨席予定）、絵画コンテスト、フォトコンテスト、記念展示会、記念誌及び記念

切手発行等の事業を行う計画であり、当協会へも同庁から協力要請がなされたことから、「灯台フォトコンテスト」「ガス灯器の点灯実演」「灯台ワールドサミット」等について、関連する賛助会員会社と協力して事業を行う。

(7) 航路標識光源の規格化に関する調査研究

航路標識光源の色度範囲、光度、光達距離等の変更が利用者に及ぼす影響、及び機器の性能基準・試験方法等について、IALA委員会に参画し、勧告に基づいた規格化に関する調査研究を行う。

(8) 航路標識運用者研修認証業務

日本航路標識協会が日本国内における唯一の認証機関となり、航路標識業務の運用者に対し、IALA勧告に従った研修を実施し、研修の結果を基に航路標識業務の運用者を認証する。

(9) 海上標識用灯器認定事業及び許可標識用灯器認定事業

海上保安庁長官の設置に関する許可を要しない標識及び海上保安庁長官の許可を得て設置する標識に使用する灯器の性能等について、認定検査を行う。

また、許可標識用灯器の審査に合格・認定された灯器については、必要に応じて当該灯器メーカーの代理人として、当該灯器の性能等を付して、海上保安庁長官が定める用品の型式指定に関する申請等の事務を行う。

(10) その他航路標識の施設・機器の調査研究及び啓蒙普及事業

航路標識用施設及び機器等についての調査研究を行うとともに、インターネットホームページ、パンフレットの配布等による啓蒙普及事業を行う。

## 2 共益目的事業（受託事業：その他会計）

### （1） 国外航路標識施設建設に関する調査、設計等の事業

① 平成29年度から引続き、インドネシア国の水産分野、基礎インフラ、地場産業振興等を目的とした複数の離島開発に係る要請が同国からあり、同国における海洋・漁業資源監視や地元漁民保護の現状や課題に関する情報収集・分析、課題解決に資する沿岸レーダーシステムの活用に関する同国海洋水産省の方針・考え方を確認したうえで、ジャカルタ、ナツナ、パナンプライ、タラウ等を調査対象として、基礎的情報収集・確認調査を実施する。

② 近年のインドネシア国の経済成長に伴う船舶通航量の増加、港湾の開発による航行形態の変化等の実情に適切に対応するために、2004年に提案されたインドネシア国航行援助施設整備基本計画（マスタープラン）の見直しが喫緊の課題とされていることから、同国からの要請を受け、同国スマトラ島東部海域からスラウェシ島西部に位置する海域及びスンダ、ロンボク両海峡を重点対象海域とし、同海域における海上交通の現状を把握・整理し、今後のインフラ整備計画に必要な追加情報の収集と分析を行い、同国における船舶航行安全システム開発に関するマスタープラン改訂版を策定するプロジェクトを行う。

### （2） A I S 非搭載船の動静把握に関する技術開発（自主事業）

A I S を搭載していない小型船舶の動静を把握する技術について、平成27年度から4ケ年で、国立研究開発法人 海上技術安全研究所と企画提案共同体を構築、開発を行う計画であったが、諸般の事情で、平成29年度は受託に至らなかった。しかしながら、過去2ケ年に実施した小型船舶の位置等を把握するための要素技術、画像解析による位置等を特定する技術、レーダー等の各位置を特定するセンサー技術等の貴重な研究成果を基にして、平成29年度は、関係会社の協力を得て、自主的に高感度カメラを活用した調査研究の課題整理と解決策を検討した。本年度は、引続き同調査研究を進め、画像解析に係る、実用化に向けたシステム整備の検討を行う。

(3) 諸外国におけるV T S施設整備及び航路標識運用者研修認証業務

日本のODA事業によるフィリピン セブ島のV T S施設整備に係る支援業務の一環として、V T S運用者に対し、I A L A勧告に基づく国際標準の研修を実施し、研修結果に基づきV T S運用官として認証する業務を行う。

さらに、マレーシア国等の航路標識運営を担当する技術職員の能力維持・向上を図るためI A L A勧告に基づく国際標準の研修を実施し、航路標識技術者として認証する業務の予備調査に着手する。

(4) 航路標識の遠隔保守管理システムの調査研究（自主事業）

海上保安庁以外の者がその者の用に供するために設置・管理する航路標識（許可標識）を、現I o T環境下で効率的に管理するためのシステムとして、「クラウドによる航路標識の遠隔保守管理システム」を構築するための調査研究を行う。

また、A I Sシステムの運用状況の監視や、許可標識（光波）の点消灯確認又は異常の監視及び管理者への通報等の受託事業を継続して行う。

(5) 航路標識保守点検事業

空港連絡橋、電力発電所専用港、洋上風力発電施設等に設置された航路標識の設置者から委託を受けた航路標識の保守点検業務を行う。